

## 令和7年度洲本市農業用機械・設備導入支援事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、洲本市補助金等交付規則（平成18年洲本市規則第52号。以下「規則」という。）第27条の規定に基づき、洲本市（以下「市」という。）の農業の将来を担い、雇用の維持・増加や農村環境の維持・改善に対して意欲ある生産者の農業経営を支援するために予算の範囲内において交付する洲本市農業用機械・設備導入支援事業補助金（以下「本補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。なお、本事業の実施にあたり、この要領に定めのないものについては、洲本市農業関係補助金等交付要綱（平成18年洲本市告示第152号）の定めるところによるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業用機械・設備 農畜産物の生産の開始又は改善に必要な機械・施設であって、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いもの（運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等）ではないこと。

ただし、中古機械の場合においては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める農業機械の耐用年数7年を基礎として、残存耐用年数が2年以上の機械を対象とする。法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。

なお、農機具販売を業とする者以外からの売買の機械である場合は対象外とする。

(2) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化促進法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画について、同条第4項の規定による市の認定を受けたものをいう。

(3) 認定新規就農者 基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画について、同条第3項の規定による市の認定を受けたものをいう。

(4) 集落営農組織 集落内での合意に基づき農地の保全や農作業の効率化、生産コストの削減等を目的に1集落若しくは複数集落を一つの単位として組織し、

規約又は定款がある営農組織であって、事業を実施する等の実態があるものをいう。なお、任意組織が法人であるかは問わない。

(5) 地域計画（基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。）が作成されている集落で、目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれるもの。

(6) 親方農家 市内で農業を営む、市に登録された農業者であって、自ら優れた経営を行い、地域農業の振興及び新規就農者の育成に対して指導的役割を果たし得る次に掲げる者のうち、いずれかに該当する者。

- ア. 認定農業者
- イ. 農業経営士
- ウ. 女性農業士
- エ. 青年農業士
- オ. 前ア～エに準じた育成指導力のある者

（補助対象者）

第3条 本補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、認定農業者又は認定新規就農者又は集落営農組織であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条の計画承認申請の時点（以下「基準日」という。）において、市内に住所又は事業所を有すること。
- (2) 認定農業者及び認定新規就農者にあつては、基準日において、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第15条又は第15条の6に規定する認定の有効期間が満了しておらず、かつ、当該認定を取り消されていないこと。
- (3) 集落営農組織にあつては、当該組織の規約又は定款において、目的、構成員の資格、構成員の加入・脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決方法・議決事項等が定められているものであつて、かつ、当該組織名義の口座通帳により、基準日から起算して過去1年間の活動実態が確認できるものに限る。
- (4) 別表における計画承認採点基準において、1以上の指数加算を有すること。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表1に掲げるとおりとする。この場合において、算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(計画承認申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとするものは、次に掲げる書類を市長に提出することにより申請し、その承認を得なければならない。

- (1) 事業実施計画(様式第1号)
- (2) 本補助金を利用し導入しようとする農業用機械・設備の見積書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(計画承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、第3条の要件を満たす申請と認めた場合は、別表2に基づき採点を行う。

- 2 市長は、予算の範囲内において前項の採点結果が上位のものから順に、前条の規定によって申請のあった事業実施計画の採否を決する。なお、採点結果が同点の補助対象者があった場合には、別表3に基づき、優先順位を決する。
- 3 前項の規定によって採択した事業実施計画を承認し、事業実施計画承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付申請)

第7条 前条第3項の通知を受けたものは、規則第3条に基づき本補助金の交付申請を行う。

(軽微な変更)

第8条 規則第5条第1項第4号及び第10条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更であって、当該変更額が当該経費の配分額の3割以内のもの
- (2) 補助事業等の内容の変更(経費を増額する場合を除く。)であって、当該変更額が当該補助事業等に要する経費の3割以内のもの

(実績報告)

第9条 本補助事業が完了したときは、規則第13条に基づき本補助金の実績報告を行う。

2 規則第13条第1項の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 本補助金を利用し導入した農業用機械・設備の領収書等の写し
- (2) 財産管理台帳(様式第3号)の写し

(書類等の保存期間)

第10条 補助事業者等は、規則第16条の規定により整備した書類、帳簿等を当該補助事業等が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助対象機械・施設の維持管理)

第11条 本補助金を利用し導入した農業用機械・設備は耐用年数が経過するまでの期間、補助対象者の下で適切に利用・保管しなければならない。また耐用年数が経過するまで間に、市の承認を受けずに、売却、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年〇月〇日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた者については、同日後もなおその効力を有する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象経費及び補助金額

補助対象経費	補助金額
<p>農業用機械・設備（ただし、農業以外にも利用できる汎用性が高いものは除き、施設については新築又は増築に限る。）の導入に必要な経費。 ただし、補助対象の機械・施設の見積価格が300,000円以上のものが対象。 原則、1つの農業用機械等を補助対象とするが、農業用機械と同時に購入する付属品はその限りではない。</p>	<p>補助対象経費の3分の1以内とする。 ただし、上限額は、500,000円。</p>